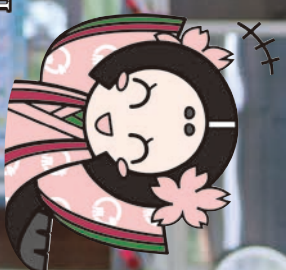


笑顔とがんばりの町

広報 おのまち



Public Relations ONOMACHI

手洗いの徹底を！

緊急事態宣言の解除を受け、わかば幼稚園などを含む町公共施設が再開しました。町では引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に努めます。(写真はわかば幼稚園の子どもたち)

2020
6

AR OF VARIOUS COLORS
BELOVED BY PEOPLE A No.688 THE WORLD

町民の皆さまへ

今年の年明けから世界中で新型コロナウイルス感染症の猛威が吹き荒れ、私たちの生活は一変し、町民の皆さまも大変なご苦労をされております。4月16日に全国を対象として緊急事態宣言が発令されて以来、町におきましては、町民の皆さまのご協力により感染者の発生はありませんでした。この間、不要不急の外出を控えていただき、また経済活動におきましても飲食店などの営業を自粛していただくなど、町民の皆さまには多大なるご負担をいただきましたことに、あらためてお礼を申し上げます。

私たちは、第2波・第3波の感染拡大に引き続き十分警戒しながら、徐々に以前の生活を取り戻していく必要があります。そこで、町の独自支援策を含む諸施策を次のとおり実施しますので、ご覧いただき何なりとご相談のうえご利用ください。町としましては引き続き、町民の皆さまの日常生活を取り戻すべく全力で対応してまいります。

小野町長 大和田 昭

施策一覽

支援策	施策概要	主な条件など	申請する人	相談窓口	
給付	町内事業所 事業継続緊急支援 給付金 (関連4ページ)	減収率に応じ給付金を交付 減収率： 20%以上30%未満 10万円 30%以上40%未満 20万円 40%以上 30万円	①感染症の影響により前年比20%以上の減収が予想される事業所 ②令和2年3月、4月、5月の売上のうち、最も低い月額を1年換算し、前年確定申告額と比較した減収率により交付	事業主が申請	小野町商工会 ☎72-3228 産業振興課 ☎72-6938
	コロナに負けるな！ 小桜ちゃん応援商品券 (関連4ページ)	応援商品券： すべての世帯 1世帯1万円分の商品券 応援食事券： 4人以下の世帯 2千円分 5人以上の世帯 4千円分	全世帯に町内の加盟店で使用できる商品券と食事券を6月26日に簡易書留で送付(到着時期は、地域や世帯によって異なります)	申請不要 (全世帯配付)	産業振興課 ☎72-6938
	帰省自粛学生 ふるさとの農畜産物 が応援します (県外に住む学生に 農畜産物を贈呈) (関連4ページ)	贈呈する農畜産物など： 小野町産 米5キロ・黒毛和牛の レトルト食品・そば (約7千円相当) マスク	①小野町の親元を離れ県外に住んでいる、高校、大学(短期大学、大学院含む)、専門学校、受験予備校などに在学している方 ②農畜産物などが届いた後、在学を証する書面の写しを返送すること	個人が申請 (保護者または本人)	産業振興課 ☎72-6938
プレミア	小桜ちゃんプレミアム 付商品券	販売単位： 1万3千円分の商品券を 1万円で販売 (弁当・惣菜テイクアウト券500円分含む)	①1世帯3万円(3万9千円分の商品券)まで購入可能 ②6月20日販売開始 【後日、各世帯にお知らせ予定】	個人が購入	小野町商工会 ☎72-3228
減免	水道使用料の基本料金 免除	水道使用料の基本料金 3カ月分を免除(令和2年 4月から6月使用分)	水道の給水申込時に用途区分を「営業用」「団体用(官公署などを除く)」「工業用」としている店舗・事業所 ※用途区分が「一般用」でも飲食店などの営業店舗は対象	申請不要	地域整備課 ☎72-6936
納入猶予	水道・合併処理浄化槽・ 住宅使用料の納入猶予	猶予期間： 最長4カ月間納入を猶予	感染症の影響により収入が減少し、納期内の支払いが困難であること	個人・事業主が申請	
納税猶予・減免	町税等の納税猶予・ 減免 (関連5ページ) ★県税・国税も納税 猶予・減免制度が あります。詳しく は右の相談窓口へ	①町税等の納税を1年間 猶予 ②固定資産税(令和3年 度分)を減免 ③国民健康保険税を減免 ④軽自動車税の減税措置 を延長	①【町税等納税猶予】前年同期比20%以上収入が減少し、一時に納付が困難であること ②【固定資産税】令和2年2月から10月までの任意の3カ月間の売上げが前年同期比30%以上減少した中小事業者など ③【国民健康保険税】事業収入、給与収入の減少など一定要件に該当すること ④【軽自動車税】令和3年3月31日までに取得した環境性能車であること	個人・事業主が申請	税務課 ☎72-6932 【県税】 県中地方 振興局県税部 ☎024-935-1231 【国税】 郡山税務署 ☎024-932-2041

支援策		施策概要	主な条件など	申請する人	相談窓口
給付	特別定額給付金 (関連5ページ)	給付額： すべての町民 1人当たり一律10万円	4月27日時点で町の住民基本台帳に記録されている方	個人が申請	町民生活課 ☎72-6933
給付	子育て世帯への臨時特別給付金	給付額： 児童1人につき1万円	児童手当を受給している世帯(特例給付世帯を除く) 【6月下旬給付予定】	申請不要 (公務員以外)	子育て支援課 ☎72-2212
利子補給	小野町中小企業借入利子補給制度	次の融資に対する 利子補給 (令和2年1月支払い分から2年間分) ・小野町中小企業経営合理化資金 ・日本政策金融公庫経営改善資金 ・福島県商工事業協同組合事業資金	①感染症の影響で年収が前年比10%以上減少見込み ②ほかの特別利子補給制度を受けていないこと	事業主が申請	小野町商工会 ☎72-3228 産業振興課 ☎72-6938
融資	緊急小口資金 総合支援資金	貸付上限額： 10万円 (特例の場合 20万円) 返済据置：1年 償還期間：2年以内	①感染症の影響を受け、休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持が必要 ②この特例による貸し付けをほかの自治体で受けていないこと	個人が申請	小野町社会福祉協議会 ☎72-6866
給付	持続化給付金	給付額： 200万円以内(法人) 100万円以内 (個人事業主)	①小売業、製造業、飲食業などで事業収入を得ている法人、個人 ②感染症の影響で、売り上げが前年同月比50%減少していること	事業主が申請	持続化給付金 コールセンター ☎0120-115-570 小野町商工会 ☎72-3228
	県休業協力金・支援金	給付額： 1事業者につき 10万円 賃貸物件で営業 10万円加算 複数事業所で営業 20万円加算	①福島県内に事業所がある中小企業や個人事業主 ②福島県からの休業要請に応じた場合 ③休業要請されていない業種への支給を検討中		県緊急事態措置 コールセンター ☎024-521-8643
補填	肉用牛肥育経営安定特別対策(牛マルキン)	補填額：粗収益が生産費を下回った場合、下回った額の90%を補填	①抛し金を支払っていること ②肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合		県畜産振興協会 ☎024-573-0515
融資	・危機関連保証 ・セーフティネット保証4号 ・セーフティネット保証5号	(危機) 保証率： 借入債務の100% 保証枠：一般枠とは別枠で 最大2.8億円 (4号) 保証率： 借入債務の100% (5号) 保証率： 借入債務の80% 保証枠：一般枠とは別枠で 最大2.8億円 (4号・5号同じ枠)	(危機)売上が前年同月・同期比15%以上減少していること (4号)売上が前年同月・同期比20%以上減少していること (5号)売上が前年同月・同期比5%以上減少していること	事業主が申請	福島県信用保証協会郡山支店 ☎024-932-2769
	商工中金・危機対応融資	貸付額： 3億円以内 据置期間：5年以内 償還期間：20年以内ほか	感染症の影響を受け、最近1カ月の売上が前年または前々年同月比5%以上減少していること		商工組合中央金庫 相談窓口 ☎0120-542-711
	新型コロナウイルス対策マル経融資	貸付額： 別枠1,000万円以内 据置期間：4年以内ほか 償還期間：10年以内ほか	①感染症の影響を受け、最近1カ月の売上が前年または前々年同月比5%以上減少していること ②商工会の実施する経営指導を受けており、商工会長の推薦が必要		日本政策金融公庫の支店または小野町商工会 ☎72-3228

※ピンク色の施策が、町独自の施策です。

※掲載した施策は主なもので、このほかにも支援措置があります。役場・関連行政機関・団体などにご相談ください。

町内事業所の経済支援～事業継続緊急支援給付金～

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が減少し大きな打撃を受けている町内の事業所などに対し、事業継続のための緊急支援給付金を交付します。

【対象】

- ①町内に所在する事業所で、1年以上継続して事業を営んでいること
- ②町税等に滞納がないこと
- ③今後1年以上継続して事業を営むこと

【申請期間】

8月31日⑥まで

【申請先】

小野町商工会

※申請書は町ウェブサイトからもダウンロードできます。

【給付の要件】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により前年比20%以上の減収が予想される事業所
- ②令和2年3月、4月、5月の売上のうち、最も低い月額を1年換算し、前年の年収と比べた減収率に応じて交付

減収率	交付額
20%以上30%未満	10万円
30%以上40%未満	20万円
40%以上	30万円

☎小野町商工会 ☎72-3228

☎産業振興課 ☎72-6938

町民の皆さんと商店の経済支援

～コロナに負けるな！小桜ちゃん応援商品券～



外出の自粛などにより、売上に影響を受けている商店、飲食店などの支援と、地域消費拡大のため、小桜ちゃん応援商品券を町民の皆さんに配布します。

【対象】

6月1日時点で町の住民基本台帳に記録されている世帯

【内容】

- ①応援商品券
1世帯 1万円分(500円券×20枚)
- ②応援食事券
4人以下の世帯 2千円分(500円券×4枚)
5人以上の世帯 4千円分(500円券×8枚)

【使用期間】

配布の日から12月19日④まで

【使用店舗】

- ①応援商品券
小桜ちゃんプレミアム付き商品券の取扱店舗
- ②応援食事券
応援食事券取扱店舗(飲食店、旅館)
※取扱店舗については、新聞折り込みチラシ・町ウェブサイトでお知らせします。

【発行】

6月26日に簡易書留で各世帯に送付(到着時期は、地域や世帯によって異なります)

☎産業振興課 ☎72-6938

県外に住む学生の皆さんに ふるさとの農畜産物で応援します

緊急事態宣言発令により、ふるさとへの帰省を自粛するなどした学生の皆さんを、小野町産農畜産物で応援します。

【対象】

小野町に住む親元を離れ、福島県外に住む学生(大学院生、大学生、短大生、高校生、専門学校生、予備校生)

【贈呈内容】

- ①米5キロ(精米済)
- ②牛肉(加工牛肉食品5食※レトルト加工)
- ③そば(あぶくま高原そば3束※乾麺)
- ④マスク(20枚)

【申し込み方法】

保護者または学生本人による申し込み(町ウェブサイトをご覧ください)

【受付期間】

7月15日④まで

【申し込み先・問い合わせ先】

産業振興課 ☎72-6938



新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ 徴収猶予の「特例制度」

新型コロナウイルス感染症の影響により収入に相当の減少があった方は、申請により、町税等の徴収猶予の「特例制度」を受けることができます。担保の提供は不要であり、延滞金もかかりません。

徴収猶予の特例制度とは、申請により町税等の納期限から1年以内の期間に限って納付を猶予する制度です。町税等の免除や減免ではありませんのでご注意ください。

※猶予期間内における途中での納付や分割納付など、収入状況に応じて計画的に納付していただくことは可能です。

○対象となる方

次の要件を満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問いません）。

- ・新型コロナウイルスの影響により令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）で、収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少し、一時に納税を行うことが困難であること。

※「一時に納税を行うことが困難」の判断については、少なくとも向こう半年間の資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し、判断します。

○対象となる町税等

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する町県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税など。

※令和2年2月1日以降で納期限が過ぎている町税等についても、遡って特例制度を利用することができます。

○申請期限

6月30日、または納期限のいずれか遅い日

○提出書類

- ・申請書
- ※申請書は町ウェブサイトからダウンロードしていただくか、税務課窓口にて備え付けています。
- ・収入や現金、預金などの状況が分かる資料
- ※収入などが分かる資料の提出が難しい場合は、聞き取りをさせていただきます。

☎税務課 ☎72-6932

特別定額給付金に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意しつつ簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金が給付されます。

○給付対象者

4月27日時点で町の住民基本台帳に記録されている方

○受給権者

給付金の申請と受け取りは世帯主の方が行います。

○給付方法

申請書に記載された受取口座に振り込みます。

○受付期間

8月14日(金)まで



○申請方法

【郵送方式】

5月14日にうす紫色（藤色）の封筒で配達された申請書に必要事項を記入して、本人確認書類（運転免許証や健康保険証のコピーなどいずれか一つ）と口座確認書類（預金通帳またはキャッシュカードのコピー）を貼り付けて、クリーム色の返信用封筒に入れて郵送してください。

【オンライン方式】

マイナンバーカードを使って専用のウェブサイト（マイナポータル）の特別定額給付金の申請画面から電子申請をしてください。

～給付金のサギにご注意ください～

役場や県が次のことを行うことは絶対にありません。

- ①現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- ②受給のために手数料の振り込みを求めること
- ③メールを送りURLをクリックして申請手続きを求めること

☎町民生活課 ☎72-6933

国民年金コーナー

～新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ～ 国民年金保険料の免除申請が可能です！

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

【対象となる方(次の要件を満たす方が対象となります。)]

○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われたなどにより収入が減少した方

○所得が相当程度まで下がった場合

令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が、国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方

※下表の免除承認の所得基準をご確認ください。

≪免除承認の所得の基準≫

～以下の計算式の金額の範囲内であること～

免除の区分	計算式(前年度の所得)	審査対象
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円	本人 配偶者 世帯主
4分の3免除	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	
半額免除	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	
4分の1免除	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	
納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円	本人 配偶者

【申請の対象となる期間】

令和2年2月分から6月分まで

※令和2年7月分以降はあらためて申請が必要です。

【申請に必要なもの】

- ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ②所得の申立書(簡易な所得額の申立書(臨時特例用))

【申請方法】

○国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書は、日本年金機構ウェブサイトからダウンロードができます。

○申請書の提出先は、町民生活課または郡山年金事務所です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出をぜひご活用ください。

≪受給資格期間・年金額の違い≫

年金の種類		納付状況				
		納付	全額免除	一部免除(一部納付)	納付猶予	未納
老齢基礎年金	受給資格期間への算入	○	○	○	○	×
	年金額への反映	○	○	○	×	×
障害・遺族基礎年金受給資格期間への算入		○	○	○	○	×

☎ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434

☎町民生活課 ☎72-6933

国民健康保険からのお知らせ

～国民健康保険の被保険者に対する傷病手当金の支給について～

国民健康保険の被保険者(給与等を受けている方)で新型コロナウイルス感染症に感染または疑いのため働くことができず、給与などを受け取れなかった方を対象に傷病手当金が支給されます。対象となる方は役場で申請をしてください。

☎町民生活課 ☎72-6933

ご寄贈・ご寄附いただきました

～株式会社 エコ様～

～社会福祉法人 かがやき福祉会様～

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、全国各地でマスクの品薄状態が続く中、株式会社エコ様(代表取締役：猪狩恭一郎様)および社会福祉法人かがやき福祉会様(理事長：山田正昭様)から、マスクの寄贈がありました。

寄贈いただいたマスクは、県外在住学生や基礎疾患があり、感染リスクの高い方への感染予防対策として活用させていただきます。

このたびのご厚意に紙上より厚くお礼申し上げます。



(左から)株式会社エコ・鈴木まゆみ県中ブロック長、吉田マサ子副社長、町長、かがやき福祉会・山田理事長

～川口内燃機鑄造株式会社様～

川口内燃機鑄造株式会社様(代表取締役社長：金井芳雄様)から、新型コロナウイルス感染症対策に役立てていただきたいと、町に対して多額のご寄附をいただきました。

寄附金は、感染症対策など有効に使わせていただきます。

このたびのご厚意に紙上より厚くお礼申し上げます。

・一般寄附金 50万円



(左から)金井社長、町長

微酸性電解水を無料配付します

消毒用アルコールなどの入手が難しい現状を受け、高い殺菌効果・脱臭・漂白効果があり、安全性が高い「微酸性電解水」を無料配付します。

【期間】当面の間

【配付量】1回2リットルまで

【場所】役場・多目的研修集会施設・小野町商工会
(平日午前9時から午後5時まで)

【持ち物】よく洗浄した不透明なプラスチック容器、またはカバーなどをして日光に当たらない状態のペットボトル(電解水は紫外線に弱く、日光に当たると効果が弱まるため)
※詳しくは町ウェブサイトをご覧ください。



問 健康福祉課
☎72-6934

各種検診について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、現在医療機関で行う特定健診・がん検診を延期しています。再開時期が決定しましたらあらためてお知らせします。

○特定健診 問 町民生活課 ☎72-6933
○がん施設検診 問 健康福祉課 ☎72-6934

河川クリーンアップ作戦中止のお知らせ

毎年7月第1日曜日に実施していた「河川クリーンアップ作戦」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とします。

こまちダムまつり中止のお知らせ

毎年7月最終土曜日に開催していた「こまちダムまつり」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とします。

心待ちにしていた皆さんには大変申し訳ございませんが、ご理解をお願いします。

問 地域整備課 ☎72-6937

持続可能な町を目指して

Vol. 2

「人口ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

経済が右肩上がりに成長し、数や量の多さ・規模の大きさを競う時代が終わりを告げ、自治体経営をどう進めるべきかが問われています。

「小野町人口ビジョン」は、町の人口の現状や動態を分析し、目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を提示するもので、令和42年の目標人口を6,554人以上としています。

これを実現するため、令和2年度を初年度とする「小野町まち・ひと・しごと創生総合戦略(2020改訂版)」で、4つの基本・数値目標を掲げ、具体的な施策に取り組みることにより「人口減少の抑制と長期的に持続可能なまちづくり」を推進します。



小野町人口ビジョン

このままだと
令和2年3月1日
の人口
9,636人

このままだと



令和42年の推計人口
平成27年国勢調査人口から推計

4,993人

- ・個人消費の減少により、地域経済が縮小
- ・店舗撤退により生活が不便になる
- ・産業の衰退、農地山林の荒廃、担い手の減少
- ・税収減による行政サービスの提供困難

令和42年の目標人口

6,554人以上

人口減少の抑制と長期的に
持続可能なまち

戦略の実施

戦略の成果

小野町まち・ひと・しごと創生総合戦略(2020改訂版)

基本目標	数値目標	施策展開
結婚・出産・子育て・教育に楽しみやうれしさを実感できるまちづくり	合計特殊出生率 2012基準値：1.54 ↓ 2024目標値：2.03	1 結婚支援 2 妊産婦健診時の交通費助成・妊産婦医療費助成 3 産後の子育て応援 4 幼児教育・保育環境の充実(認定こども園整備) 5 子どもの居場所づくり 6 読書活動推進 7 地域と学校の連携・協働 8 児童の放課後等の安全・安心な居場所づくり 9 スクールバス運行 10 公立小野町地方総合病院の診療体制支援
活気にあふれ賑わいを実感できるしごとづくり	1人当たりの所得 2015基準値：2,327千円 ↓ 2024目標値：2,574千円	1 立地企業の支援拡充 2 小野高等学校連携推進 3 創業支援 4 活力ある商店街支援 5 夢のある農業者育成推進 6 地域農業話し合い活動の推進 7 汗光る楽しい農業推進 8 農地基盤整備 9 ミネラル野菜推進 10 農業6次化と発酵のまちづくり推進
新しいひとの流れづくり	社会動態数(転入+転出) 2019基準値：△74人 ↓ 2024目標値：△50人	1 観光誘客の推進 2 小野町知名度UP 3 小野町にゆかりのある方との連携 4 町内公共施設の有効活用と各種大会等の誘致 5 空き家の有効活用推進 6 小野町への定住・移住の促進 7 地域おこし協力隊推進
未来に向かって安全で安心して生活できるまちづくり	特定健康診査受診率 2016基準値：39.9% ↓ 2024目標値：60.0%	1 健康寿命の延伸 2 地域福祉推進 3 タクシー利用料金助成制度「おの町えがおタクシー」 4 小さな拠点づくり「地域コミュニティづくり」 5 災害対策 6 ごみ減量化の推進 7 幅広い連携によるまちづくり

長期的に持続可能なまちづくり

町の令和2年度一般会計当初予算総額は、55億9,900万円ですが、人口が6,500人になると、どれくらいの予算規模になるかを、類似団体(※)の予算規模から単純に推計すると、約47億円となります。

(下図)

現在の予算規模と比較すると、約9億円も縮減した中で、町の面積12.5、1.8km²に係るインフラの維持・整備や新たな行政需要に対応しなければなりません。

今後さらに人口減少が進み、地域の活力が低下することが予想される中、町を将来に渡って持続可能なまちにするためには、町民や団体、事業者と町が連携し、地域資源を賢く戦略的に活用し、新たなまちの魅力や地域の価値をともに創り上げる必要があります。

この「共創」の考えをまち

づくりの基本姿勢として町全体に定着させ、住みやすいまちをともに創りましょう。

今後の具体的な取り組み内容については、次月号以降でお知らせします。

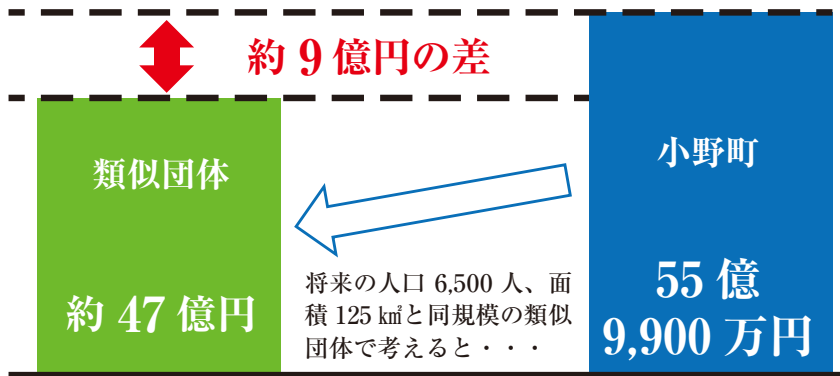
※類似団体とは、人口規模や産業構造(産業別就業人口の比率)が同じ種類の市町村を指します。



◎企画政策課

☎72-16939

令和2年度一般会計当初予算ベースで比較すると



小野町の将来を
みんなで一緒に考えよう！



広告募集中

- ◆ 1号広告 (タテ 4.5cm × ヨコ 17.8cm)
掲載料：1回 10,000円、連続6回 50,000円)
 - ◆ 2号広告 (タテ 4.5cm × ヨコ 8.8cm)
掲載料：1回 5,000円、連続6回 25,000円)
- ※いずれも一色刷り

- ◆ 申し込み方法
町公式ウェブサイトで「広告掲載申込書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、必要書類を添付して総務課までお申し込みください。

詳しくは
総務課まで!!
☎72-2111

「厚生労働大臣特別表彰」および「永年勤続 退任民生委員・児童委員表彰」を受賞



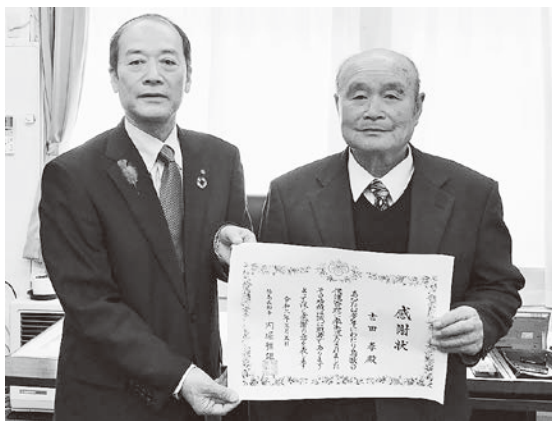
(左から)町長と荻野さん

民生委員・児童委員活動
を21年間 地域福祉の向
上に貢献

民生委員・児童委員として長年
ご尽力をいただいた荻野和美さん
(雁股田)が『厚生労働大臣特別表
彰』および『永年勤続退任民生委
員・児童委員表彰』を受賞され、
5月15日、町長から伝達されまし
た。

荻野さんは、平成10年から21年
間、7期にわたり、地域福祉に精
励され、また町民生児童委員協議
会の会長を歴任されるなど福祉の
向上に大きく貢献されました。
長年にわたる地域活動に対し、
紙上より厚くお礼申し上げます。

福島県鳥獣保護管理員永年勤続 知事感謝状を受賞



(左から)副町長と吉田さん

鳥獣保護管理員として
長年にわたり尽力

福島県鳥獣保護管理員永年勤続
知事感謝状を受賞した吉田孝さん
(夏井)が4月23日、役場を訪れ、
副町長に受賞を報告しました。

吉田さんは、平成21年4月から
現在まで長年にわたり鳥獣保護管
理員として、当町の鳥獣保護と管
理維持などに尽力され、このたび
県知事から感謝状を贈呈されたも
のです。

鳥獣保護管理員として長年のご
尽力に対し、紙上より厚くお礼申
し上げますとともに、今後のご活
躍をお祈りします。

集落農政推進協議会会長を 委嘱しました

行政区	氏名	行政区	氏名
大八	生天目治夫	浮金	宗像 智
谷津作	松本 秀正	小戸神	折笠 一郎
小野赤沼	村上 裕章	小野山神	吉田 宏
菖蒲谷	吉田 豊	夏井	大久保 浩
雁股田	矢吹 高德	南田原井	宗像 良仁
皮籠石	小野 佳計	湯 沢	岩塚 典章
飯豊上	吉田 孝好	塩庭一区	草野 徹
飯豊中	二瓶多喜雄	塩庭二区	大塚 政男
飯豊下	村上形之助	上羽出庭	草野 菊雄
吉野辺	先崎 照雄	和名田	富澤 義友

令和2年度の集落農政推進協議会
会長を委嘱しました。

同協議会は、農林業の振興と農業
経営の安定、農村環境整備を図るこ
とを目的とし、町と農家とのパイプ
役として活動いただきます。

各集落の会長は左表のとおりで
す。(敬称略)

また集落農政推進協議会の役員は
次のとおり決まりました。(敬称略)

- ◇会長 松本 秀正(谷津作)
- ◇副会長 村上形之助(飯豊下)
- ◇宗像 良仁(南田原井)

小野町笑顔とがんばり子育て応援金贈呈

～小野町に元気な赤ちゃんが誕生しました～



贈呈されたイスと絵本セット

この応援金は町を挙げて次代を担う新たな町民の誕生を祝福し、出生児の健やかな成長を願って、町勢の発展と住民福祉の向上を目的に贈られるものです。本来であれば贈呈式を開催し、出生児の誕生をお祝いするところですが、新型コロナウイルス感染症予防対策のため贈呈式は中止し、「応援金」と町有林間伐採材で作られた「おめでたいっすー」、そして読書にふれてもらうための「絵本セット」を贈りました。



贈呈されたお子さんは次のとおりです。(敬称略)

宮川	巧詢(反町)
吉田	優心(大八)
助川	湮(大八)
小山	優和(中通)
齋藤	晴仁(中通)
渡邊	糸葉(飯豊中)

「児童手当現況届」の提出を忘れずに！

児童手当を受給している方は、毎年6月に「現況届」の提出が義務付けられています。これは、受給者が引き続き手当を受けることができる要件(健康保険の加入状況や児童の扶養状況など)を満たしているかを確認するためのものです。

現況届の提出がない場合は、6月以降の手当が支給されなくなりますので忘れずに手続きをしましょう。

なお今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則、郵送での提出としますのでご協力をお願いします。

◆提出期限

6月30日(火)まで

◆提出先

子育て支援課

◆提出書類

- ①現況届(案内通知に同封しています)
- ②受給者の健康保険証の写し
- ③その他必要な書類

※詳しくは、現況届の案内通知をご覧ください。

☎子育て支援課 ☎72-2212

不動産取得税についてのお知らせ

不動産取得税は、売買・贈与などで新たに不動産を取得したときや家屋を新築・増築したときに、登記の有無にかかわらず取得ごとに一度だけ課税されます。ただし、相続により取得したときには課税されません。納める税額は、取得した不動産の固定資産評価額の3%(住宅以外の家屋は4%)となります。

なお住宅や住宅用土地の取得については、一定の要件を満たしている場合、軽減措置が適用されますが、軽減申請が必要です。(住宅の取得に対する特例として住宅用土地を令和3年3月31日までに取得した場合、該当する土地の価格を2分の1にする特例があります。)

また子育て支援策の一環として、三世代以上の方が県内で同居または近居する住宅を平成29年4月1日から令和7年3月31日までに取得した場合、その住宅に係る不動産取得税の一部を申請により軽減します。

手続きに必要な書類など詳しくは、県中地方振興局県税部または県税務課までお問い合わせください。

☎県中地方振興局県税部 ☎024-935-1254

☎県税務課 ☎024-521-7068

福島県税務課

検索

ふれあい通信

“ふるさとは遠きにありて思ふもの”
むろうさいせい
 (室生犀星)



遠藤 正子 ●埼玉支部
 (旧姓：今泉) ●飯豊出身

人口61,654人(5月1日現在)の蓮田市に住んで44年になります。以前この地域には蓮の「田んぼ」が多くあり、それが蓮田という地名の由来になっているそうです。

今でも「田んぼ」の一角には少し蓮田が残っており、田植えが終わり初夏のころになると、緑一色の「田んぼ」にピンク色の蓮の花が咲き、とても綺麗です。

その横を宇都宮線が延びていて、週末ともなると遠方からカメラを抱えた撮り鉄ファンが「田んぼ」の周りに大勢集まり、電車が通過するそのシャッターチャンスを狙って、カメラを覗いています。

そんな様子を横目に見ながら、仲間5人とウォーキングを楽しんでもう10年、毎日1万歩を目標に歩いています。

季節の折々に届く実家からの宅配便。先日届いた荷物の中に米粉が入っていたので、冷凍していた柏葉とアンコも使い、柏餅を作りました。自分としては、まずまずのできでした。次の日は硬くなってしまったので、焼いて食べましたが、これがまたなんとおいしかったこと。しばし故郷の山や川を思い出していました。

今、世界中に新型コロナウイルスが蔓延まんえんしており、我が日本も緊急事態宣言が発令されました。不要不急の外出は自粛するなど暗いニュースばかりの毎日ですが、子どもの頃食べた柏餅の味を思い出しながら、我が故郷小野町をしのんでいます。

ふるさとの山に向かひて 言ふことなし ふるさとの山はありがたきかな(石川啄木)

菜の花を栽培してみませんか？

～耕作放棄地の解消のために～

町では、耕作放棄地の解消と景観形成のためにナタネの無料配布を行います。

対象になる方や配布数量は以下のとおりです。

○対象農地

町内の耕作放棄地

※1カ所あたりおおむね1アール以上の農地で、農地全面を栽培に利用すること

○配布対象者

町内に住所を有する農業者または地域営農組織など

○配布数量

1アールあたり100g

(※1アールに満たない分は切り捨て)

○配布の限度

申請者1人あたり概ね50アール分(5kg)まで

※ただし、申し込みが多数の場合は先着順とします。

○申請受付

7月末まで(申請先：産業振興課)



○その他

・播種前と播種後の写真を後日、産業振興課に提出いただきます。

・ナタネの配布は8月中旬頃を予定しています。なお播種時期は9月上旬から中旬となります。

☎産業振興課 ☎72-6938

小野町で初めての田植えの季節 小野町地域おこし協力隊 阿井伸介

こんにちは。地域おこし協力隊 農業・6次化担当の阿井伸介です。昨今、農家の方々は田植えや畑での定植作業などでお忙しいことと思います。お疲れさまです。

早いもので私たちが静岡から越してきて、半年が経とうとしています。“梅が咲いたなあ”と思ったら、ところどころで桜が咲き、菜の花が咲いてきて、皆さんが畑に出てこられる姿を見るようになったなあと思うと、あちこちで代掻きが行われているなど、一気ににぎやかになるんだなあと感じています。

この間、田植えを見学させていただきました。静岡に住んでいた時にご近所に田んぼがありました。こちらのよう大きな田んぼではなく、あちこちでトラクターやら田植え機が動いているわけではないので、これまたすごいなあと思って見ていました。

私事ながら、おかげさまで関係各所の皆さんに大変良くしていただき、ご近所さんにも「食べてみる～。うめえから」と、ワラビ、タラの芽を始め、莖立ち菜、コゴミ、シドケ、行者ニンニクなど、今まで見たこともない山菜をいただいて食べると、これまたおいしいものばかり。畑で“間引き?”をしたニンニクをいただき、これまた香りとともに味も最高でした。(黒ニンニクPR担当の私としては、この紹介を忘れてはいけません。)この時期の旬を堪能しています。



つどって農園で作業中

仕事の方でも農業ド素人の私ですが、ペルサルレーテの方々を始め、いろいろな方々からご指導を受け、“ジャガイモ、キュウリ、ピーマン、ナスなど”栽培をさせていただいています。覚えることが多いので少しパニックになっていると「そんなに考えることねえ」と皆さんフォローしてくださいます。ありがたい限りです。

地域おこし協力隊の皆で作っている、つどって農園も少しずつではありますが、にぎやかになってきました。町民の皆さんにもつどっておのまちにお気軽にお立ち寄りいただき、農園へご意見をいただけたら幸いです。また一緒に畑を作っていける方がいらっしやれば大歓迎です。よろしくお願いします。

広報おのまちは



右記のQRコードからマチイロのアプリをダウンロードできます。



iOS用



android用

小野高校運動部 3年生の頑張り

新型コロナウイルスの感染防止対策として、本校も4月21日から臨時休校となっています。インターハイの中止決定など全国的に高校生にも大きな影響が出ています。本校でも、支部予選・県大会中止の知らせを聞いて涙する3年生の姿がありました。しかしこれまでの頑張りや、決して無駄ではなく、これから社会で生きていくための糧になるものです。先行きの見えない日々が続いていますが、この困難を乗り越え、学校が再開した際には、「夢をカタチに」するため、次の目標に向かって前進して欲しいと思います。



バスケット部



弓道部



剣道部



男子バレー部



陸上部

田植え実習

5月14日、15日の2日間にわたり、産業技術系列の2・3年生が田植え実習を行いました。昨年度、JA全農福島様から寄贈していただいた田植え機を初めて使用する機会となりました。慣れない作業で泥にハンドルを取られて曲がってしまったり、汚れてしまったり、悪戦苦闘しながら実習に励む姿が見られました。

コロナ禍の昨今ですが、今年も代々受け継がれてきた伝統ある田んぼに苗を植えることができました。稲の成長を見守り、秋には豊かな稲穂が実ることを楽しみにしています。今秋も小野高校のおいしい「ひとめぼれ」の一般販売をご期待ください。



※現在は6月1日から通常通り、学校は再開しています。



君の夢をカタチに！！
福島県立小野高等学校

福島県田村郡小野町大字小野新町字宿ノ後63
TEL 0247-72-3171 FAX 0247-72-6211
<http://www.ono-h.fks.ed.jp>

農地取得の下限面積を 30アールに

農地を買ったり借りたりするには、農業委員会の許可が必要ですが、許可要件の1つに「下限面積」が定められています。農家が大切な農地を健全に管理し、安定した農業経営を維持するため、買ったり借りたりした後に最低でも50アール以上保有することが農地法上必要とされています。

しかしこの下限面積は地域の実情に応じ変更することができます。町農業委員会は、農家の高齢化などによって担い手が少なくなり、耕作放棄地が増加している状況を踏まえ、5月1日から農地の権利取得に係る下限面積を町内全域50アールから30アールに見直しました。これにより、農地を取得しやすくなり、新規就農の促進、遊休農地などの有効利用による農地利用の最適化を図ることができるようになりました。



また人口減少対策として、町外から移住するなど特定の要件を満たす場合には、下限面積を1アールとする特例を設けました。

詳しくは、下記まで問い合わせください。

☎農業委員会事務局(産業振興課内)

☎72-6938

7月1日から7日は 「快適環境のまちづくり週間」です！

「快適環境のまちづくり週間」は、子ども議会での提案が契機となって、平成29年度から取り組んでいるものです。地域の快適な生活環境を守るため、町民一人ひとりが環境美化に取り組み、美しく清潔で住みよいまちづくりを目標に、それぞれの立場から環境に配慮した生活を心掛けましょう。

空き缶や紙くずなどのポイ捨てはやめましょう！



日頃からごみの再資源化に協力しましょう！



ごみの分別や減量化を心掛けましょう！



公立小野町地方総合病院からのお知らせ

今回は、当院の外来診療について紹介します。

当院の外来は、内科、外科、婦人科、整形外科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、形成外科の10診療、そのほか甲状腺、腎疾患、内視鏡、各種検診に対応しています。また6月からは「こころの診療科」を開設し、高齢者の物忘れや小児の発達障がいなどにも対応しています。「最近すぐ忘れてしまう！言われたことを覚えていられない！落ち着きがなく、一つのことに執着する！自分の思い通りにならないと強い^{かんしゃく}癇癢をおこす！」など気になることがありましたら、一度外来看護師にご相談ください。専門の医師が予約制で診察し、必要に応じて学校や児童相談所など関連機関との調整もします。

また現在問題となっています新型コロナウイルス感染症の対策として、患者さん同士の接触(混雑)を避けるため、朝の解錠時間を午前7時30分にしたり、発熱があつて感染疑いのある患者さんとそのほかの来院患者さんの動線が交わらないよう診察することで、院内感染を防ぐなど、安全で安心できる診療体制に努めています。

そこで皆さんへお願いがあります。発熱や身体の異変がありましたら、直接来院せず、まずは当院外来看護師にお電話でご相談ください。お電話で症状を伺い、場合によっては医師がお薬を処方することも可能ですので、ご協力をお願いします。

外来看護師長 吉田 初江



～外来診療のお知らせ～

6月2日から金澤壮一医師(長橋病院副院長)による「こころの診療科」を開設しました。

○診療日

火曜日(午前)隔週 ※ 予約制

※診療日の前日までに電話(☎72-3181)で予約いただくようお願いします。詳しくは、病院のウェブサイトまたは電話でご確認ください。



■ 休日当番医

月	日	当番医	電話番号
6	14㊥	かとうの内科クリニック(田村市船引町)	81-1388
	21㊥	雷クリニック(三春町)	62-6333
	28㊥	さとう耳鼻咽喉科クリニック(田村市船引町)	81-1333
7	5㊥	橋本医院(小野町)	72-3711
	12㊥	清水医院(田村市船引町)	82-3535
	19㊥	せんざき医院(三春町)	61-2777

◆ 休日当番医で受診する場合は必ず事前に電話確認のうえ受診してください。

◆ 詳しくは「ふくしま医療情報ネット」の「休日当番医をさがす」をご覧ください。

<http://www.ftmis.pref.fukushima.lg.jp/>

◆ こども救急電話相談

受付時間：午後7時から翌朝午前8時まで(年中無休)

☎024-521-3790(一般ダイヤル回線)、
8000(短縮ダイヤル)

かかりつけ医師による夜間電話相談

田村地区夜間診療所(田村市)が、当面の間、休診になったことを受け、田村管内で「かかりつけ医師による夜間電話相談」を実施しています。

【内容】

新型コロナウイルス感染症以外で、夜間に体調が急に悪化した場合、それぞれのかかりつけ医が電話相談に応じます。

【時間】

平日午後7時30分から午後9時30分まで

※夜間の新型コロナウイルス感染症に関わる相談は県窓口へ(☎024-521-8670)

実施医療機関名	連絡先	実施医療機関名	連絡先
石塚医院	72-2161	遠藤医院(田村市船引町)	85-2016
柏原クリニック	72-3540	かとうの内科クリニック(田村市船引町)	81-1388
公立小野町地方総合病院	72-3181	さとう耳鼻咽喉科クリニック(田村市船引町)	81-1333
石川医院(三春町)	62-2630	清水医院(田村市船引町)	82-3535
春山医院(三春町)	62-3239	船引クリニック(田村市船引町)	82-0137
三春町立三春病院(三春町)	62-3131	まつえ整形外科(田村市船引町)	81-1222
矢吹医院(三春町)	62-3015	まつぎき内科胃腸科クリニック(田村市常葉町)	77-2870
雷クリニック(三春町)	62-6333	白岩医院(田村市常葉町)	77-2036
		総合南東北病院附属 滝根診療所(田村市滝根町)	78-2442

地域包括支援センターからのお知らせ

～最後まで住み慣れた地域で安心の生活～

介護保険サービスには、安心して自立した生活が自宅で送れるよう、環境改善のための改修を行った際の改修費が支給されるサービスがあります。

〈住宅改修費支給(介護予防住宅改修費支給)〉

※事前の申請が必要です。

【介護保険でできる住宅改修の対象】

- ◎廊下や階段、浴室やトイレなどへの手すりの取り付け
- ◎玄関などの出入り口や居室内の段差の解消
- ◎滑りの防止などのための床または通路面の材料の変更
- ◎引き戸などへの扉の取り替え
- ◎洋式便器などへの便器の取り替え

【支給について】

いったん改修費全額を利用者が支払い、後日20万円を上限(ただし、利用者負担分の1割、2割、3割は差し引かれます)に改修費が支給されます。



【利用手続きの流れ】

ケアマネージャーまたは地域包括支援センターに相談



施工業者の選択
見積もり依頼



町へ事前に申請
町の確認



工事の実施・完了/支払い
町へ領収書などを提出



※支給にあたっては工事前後に必要な書類などがありますので、担当のケアマネージャーもしくは地域包括支援センターにご相談ください。

☎小野町地域包括支援センター ☎72-2128

お知らせ information

多重債務・貸金業に関する相談窓口

財務省福島財務事務所では次のような相談を受け付けています。秘密厳守、相談無料です。一人で悩まずお気軽にご相談ください。

- ・返済しきれない借金に関すること。
- ・貸金業者やいわゆる「ヤミ金融」業者に関する情報
- ・不正に利用されている預貯金口座に関すること

○相談窓口

福島市松木町13-12

財務省福島財務事務所理財課

○受付時間

月曜日から金曜日まで
(祝日、年末年始除く)

午前8時30分から正午まで
午後1時から午後4時30分まで

☎(多重債務者相談窓口専用)
024-1533-10064

労働困りごと相談会

貸金未払い、解雇、退職などの労使間のトラブルに関する困りごとや疑問についての相談をお受けします。
相談は無料で秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

○開催日

7月12日(日)

○時間

午前10時から午後4時まで

○場所

・南相馬市労働福祉会館
(南相馬市原町区北町537)

・県いわき合同庁舎(いわき市平字梅本15番地)

※原則として事前予約制です。(7月10日(金)午後5時15分まで)

事前予約は左記まで。

☎ 県労働委員会事務局

024-1521-7594

放送大学入学生募集

放送大学はテレビ・インターネットで授業を行う通信制の大学です。働きながら大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で、幅広い世代の方が学んでいます。

ただいま令和2年10月入学生を募集しています。詳しい資料を送付しますので、お気軽にお問い合わせください。

○募集学生の種類

― 教養学部 ―

科目履修生(6カ月在学し、希望する科目を履修)

選科履修生(1年間在学し、希望する科目を履修)

全科履修生(4年以上在学し、卒業を目指す)

― 大学院 ―

修士科目生(6カ月在学し、希望する科目を履修)

修士選科生(1年間在学し、希望する科目を履修)

○出願期間

【第1回】・8月31日(月)まで
【第2回】・9月1日(火)から9月15日(火)まで

(インターネット出願も受け付けています)

☎ 放送大学福島学習センター
024-1921-7471

福島県警察官採用候補者試験について

福島県警察官採用候補者試験の実施を右記のとおり予定しています。

試験は電子申請での申し込みが可能になっています。

たくさんの方のご応募をお待ちしています。

試験の詳細については、県警本部や県人事委員会のウェブサイトをご覧ください。



☎ 田村警察署小野分庁舎総務係 ☎72-2121

☎ 県警察本部警務課人事係 ☎0120-276-314

(採用フリーダイヤル)

☎ 県人事委員会事務局 ☎024-521-7590

警察官B(一般)

< 受験資格 >

昭和62年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方

※大学を卒業した方または令和3年3月末までに大学を卒業する見込みの方を除きます。

< 募集定員 >

・男性57人程度

・女性13人程度

< 受付期間 >

7月27日(月)から8月21日(金)まで

< 第一次試験日 >

9月20日(日)

❖お誕生おめでとう❖

氏名 父 母 行政区
 渡邊 史音(あやね) 尚哉 史織 荒 町
 佐藤 陽日(あさひ) 孝明 絵里 小野山神
 (4月届出分)

❖おくやみ申し上げます❖

氏名 年齢 行政区
 今 泉 昌 子 87 本 町
 小 谷 政 子 97 本 町
 先 崎 静 枝 86 大 八
 林 武 雄 86 菖 蒲 谷
 石 井 良 子 86 吉 野 辺
 先 崎 久 美 子 80 吉 野 辺
 根 本 滋 子 94 夏 井
 (4月届出分)

※この欄は、届出の際に同意を得た方を記載しています。



上水道水質検査結果

5月に実施した水道水の水質検査の結果は、次のとおりです。

試験項目	水質基準	試験結果
一般細菌	100CFU/mℓ以下	0CFU/mℓ
大腸菌	検出されないこと	検出せず
塩化物イオン	200mg/ℓ以下	11.0mg/ℓ
有機物(TOC)	3mg/ℓ以下	0.7mg/ℓ
PH値	5.8~8.6	7.0
味	異常でないこと	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし
色度	5度以下	0.5度未満
濁度	2度以下	0.1度未満

📞地域整備課 ☎72-6936



食品などの放射能測定結果

町で実施しているゲルマニウム半導体放射能測定器および非破壊式測定器による検査結果をお知らせします。

【ゲルマニウム半導体放射能測定器による測定結果】

■基準値を超えたものの内訳

月	検体数	検体名	測定結果(Bq/kg)
4	0	-	-

※測定結果の数字はCs134およびCs137の合計値です

■基準値未満または検出限界値以下のもの

月	検体数	検体名
4	4	井戸水、引き水

※食品以外の検体については、結果に含まれていません

【非破壊式測定器による測定結果】

■基準値を超えたものの内訳

月	検体数	検体名	測定結果(Bq/kg)
4	0	-	-

※測定結果の数字はCs134およびCs137の合計値です

■基準値未満または検出限界値以下のもの

月	検体数	検体名
4	1	ウド

※食品以外の検体については、結果に含まれていません

◎食品中の放射性物質(セシウム)の基準値
 飲料水…10Bq/kg 牛乳・乳幼児食品…50Bq/kg
 一般食品…100Bq/kg

【検査を希望される方へのお願い】

- ①土やゴミなどの汚れをきれいに洗い流し、すぐに調理できる状態で持参してください。
- ②検体は1kgを持参してください。
※量が少ないと正確な数値が出ない場合があります。

📞健康福祉課 ☎72-6934

■町の人口・世帯数()内は前月比 令和2年5月1日現在

人口	男	4,722人(△8人)
	女	4,865人(△10人)
	計	9,587人(△18人)
世帯数		3,477世帯(10世帯)

◆町税等納期のご案内◆

◎納期限：6月30日(火)
 町県民税 1期

※口座振替の方は、納期限の前日までに口座残高の確認をお願いします。

※町県民税は、コンビニエンスストアでも納付できます。ただし納付書1枚の金額が30万円を超えたり、納期限後30日を経過した納付書は、コンビニエンスストアでは使用できません。

※口座振替は、指定の口座から納期限日に自動的に振り替えて納付できる便利な制度ですので、ぜひご利用ください。なお利用するためには申し込みが必要です。

きれいな河川を守るために 合併処理浄化槽を設置しましょう

町では合併処理浄化槽を新たに設置する方を対象に次の事業を実施しています。

①市町村設置型浄化槽

○対象浄化槽

- ・居住用住宅に接続する浄化槽(事業用住宅を除く)。

※店舗などの併用住宅は、居住部分が全体の2分の1以上あること。

○工事実施

浄化槽本体、浄化槽から20mまでの放流管工事は町で行いますが、20mを超えた場合、その分の施工経費は個人負担となります。

○必要経費

- ・分担金
工事施工前に人槽に応じた分担金を納付していただきます。
- ・浄化槽使用料
浄化槽使用開始後は、人槽に応じた使用料を現金または口座振替で納付していただきます。

<分担金および浄化槽使用料(市町村設置型浄化槽)>

人槽	分担金額	使用料(月額)
5人槽	250,000円	3,630円
7人槽		4,950円
10人槽		5,280円
11人槽以上	別途お問い合わせください。	

○奨励補助金

当該事業で整備した浄化槽申請者は、小野町浄化槽整備推進事業奨励補助金交付要綱に基づく補助を受けることができます(補助金額は5万円です)。

○工事施工事業者

申請者は浄化槽設置指定工事店を選定し(町浄化槽設置指定工事店に限る)、浄化槽設置に関する諸手続きを工事店に委任することができます。

<町浄化槽設置指定工事店(町指定順)>

事業者名	住所	電話番号
(株)大和田工務店	小野新町字中通130-3	72-3243
(株)リフレクシダ	小野新町字中通1	72-3141
(有)遠藤商店	小野新町字宿ノ後16-4	72-2316
(有)協栄産業	谷津作字名馬56-1	72-2512
(株)ムナカタ総業	夏井字午天王1-2	72-2326
(株)さいとう	夏井字浮内33-1	72-2840

○維持管理

浄化槽の管理は町が行います。

(例)10人槽以下の場合

- ・保守点検(年4回)
- ・清掃(年1回)
- ・法定検査(年1回)



②個人設置型浄化槽

○対象浄化槽

- ・店舗や事業所の建物に接続する浄化槽(事業用住宅を含む)。

○工事実施

浄化槽設置工事施工に関しては、すべて申請者に行っていただきます。

○設置補助金

浄化槽設置費用として、人槽に応じた補助金を交付します。設置工事開始前に町に申請を行い、交付決定を受ける必要があります。申請を希望される場合は、お早めにお問い合わせください。

<設置補助金(個人設置型浄化槽)>

人槽	補助金額
5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円
11人槽以上	別途お問い合わせください。

○維持管理

浄化槽の管理(保守点検や清掃など)はすべて申請者に行っていただきます。維持管理に係る経費も申請者負担となります。

問 地域整備課 ☎72-6936



この印刷物は、FSC®の基準に従って認証された適切に管理された森からの木材を含んだ用紙で印刷されています。